

5 平和と人権を尊重する

(1) 平和を尊ぶ心をはぐくむ

●平和推進事業

世界が平和であるためには、私たち一人ひとりが平和を希求する心を持ち、周りの人、さらに後世の人に平和の尊さを伝えることが大切である。

区では、平和を尊ぶ心を育み、人びとへ伝えていくため、昭和58年に「非核都市練馬区宣言」を行い、区立施設に「非核都市練馬区宣言パネル」を設置している（宣言文は裏表紙参照）。また、平成7年に、光が丘公園内に「平和祈念碑」を建立し、平和への願いを発信している。さらに、音楽を通して、平和の大切さ・尊さに思いを寄せ、世界の恒久平和を祈念しようという趣旨で4年度から「平和祈念コンサート」を実施している。

1 平和祈念コンサート

22年9月3日に練馬文化センター・大ホールで、「平和の尊さを音楽に込めて 未来へ」をテーマに開催した。

出演者は、ヴァイオリニストの前橋汀子さんとピアニストの松本和将さん。

また、区と友好都市交流を続けている中国北京市海淀区、オーストラリア・イプスウィッチ市から送られた平和への思いを込めたメッセージも披露した。

2 平和祈念パネル展

22年8月24日～9月5日に区役所1階アトリウムで開催した。

22年4月1日に平和市長会議に加盟したことを受け、原爆投下の様子および被害者の様子を展示するとともに、東京大空襲の被災の様子を展示した。

(2) 人権の尊重と男女共同参画を進める

●人権尊重の理解を深めるための啓発

平成20年7月に実施した区民意識意向調査によると、「今も社会に差別があると思う」区民の割合は、81.1%であった。

人権教育に関し、国は9年に国内行動計画を定め、重要課題として、女性、子ども、障害者、高齢者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者等、刑を終えて出所した人の人権問題を掲げたが、そのほかにも社会状況の変化に伴い、犯罪被害者等、路上生活者、性同一性障害者、インターネット上の人権侵害など、いくつもの人権問題が顕在化している。

区では「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（12年施行）」の基本理念にのっとり、区民が人権尊重に対する理解を深めることのできるよう、啓発活動を行っている。

1 人権啓発事業

ア 「講演と映画の集い」

毎年12月の人権週間に併せて、様々な人権問題についての講演と映画の上映を行い、人権尊重意識の普及・啓発を図っている。

22年度は「みんなで築こう 人権の世紀～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」をテーマに、TBSテレビ報道局解説・専門記者室長 杉尾秀哉氏による講演「子ども・人権・少子化社会～ニュースの現場から考える」と映画「青い鳥」の上映（参加者327人）を練馬文化センターで行った。

イ 映画会「まちかどシネマ」等

多くの区民が気軽に参加できるように、区立施設で人権に関する映画の上映会「まちかどシネマ」を行っている。また、様々な人権問題の当事者や関係者の声を聞く講演会「人権トーク」も実施している。

ウ 啓発映画ビデオや資料パネル等の貸出

各団体の研修会や個人等での利用に供するため、同和問題等の啓発映画ビデオ等を所蔵し、貸し出している。

エ 区報による啓発

人権についての啓発記事を掲載している。

22年度は、11月21日号に「大切にしよう 子どもの人権」を掲載した。

オ 啓発用小冊子発行

21年度に実施した人権週間の「講演と映画の集い」の講演録「突然、犯罪被害者になった私～被害者の尊厳と権利を考える～」(地下鉄サリン事件被害者の会代表世話人 高橋シズエ氏)を発行した。

2 犯罪被害者等支援施策の総合的推進

犯罪被害者等に関する問題を人権問題としてとらえ、二次的被害防止の取組を中心に、犯罪被害者等支援施策の総合的推進を図っている。

21年3月には「練馬区犯罪被害者等支援基本方針」を策定し、22年2月には、すべての区職員が犯罪被害者等の立場を理解し、窓口での不適切な対応による二次的被害を防止するとともに警察や民間団体等と連携を図りながら区の犯罪被害者等支援を一層効果的に推進するため、職員用の「犯罪被害者等支援の手引」を作成して区の各課等に配付した。

また、22年11月に、犯罪被害者週間行事として、都と共催し、世田谷一家殺人事件遺族・殺人事件被害者遺族の会（宙の会）幹事 入江杏氏による講演「突然の別れと悲しみからの再生～犯罪被害の現場から～」と映画「あの空をおぼえてる」の上映（参加者250人）を練馬文化センターで行った。

3 職員研修の充実

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」および「練馬区職員研修実施計画」にのっとり、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として人権問題を正しく認識し、それぞれの行政において適切な対応が行えるように、職員研修を実施している。

4 厚生文化会館の人権尊重に関する事業

住民相互の交流や高齢者・児童の福祉を増進するとともに、人権尊重活動を推進することを目的に昭和48年4月に開設した。

会館には、集会室、敬老室、児童室および学童クラブ室のほか、人権図書コーナーを設け、子どもから高齢者まで利用できる。

また、会館の円滑な運営を図るため、区および地域住民等で構成する、厚生文化会館運営協議会を設けている。

●男女共同参画に係る啓発の推進

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていると同時に、賃金格差や採用・昇進、出産や育児に関してなど、社会における様々な場面で未だに女性への差別が見受けられる。

男女が個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のために、この問題意識に立ち、人権尊重を基盤にした教育、学習および啓発事業を通して男女平等の意識づくりを行っている。

1 ねりまフォーラムの開催

男女共同参画を広く区民に理解してもらい、自分自身の問題として考えてもらうために開催している。

平成10年度から広く区民の意見を取り入れるため、公募区民による実行委員会の企画・運営により実施している。

22年度は、練馬公民館において、「さおだけ屋はなぜイクメンになったのか？」をテーマに、公認会計士山田真哉氏を講師として講演会（参加者105人）を行った。

2 男女共同参画週間

毎年6月23日から29日までの「男女共同参画週間」（12年12月内閣府男女共同参画推進本部決定）に、「男女共同参画社会基本法」の目的や基本理念について、広く区民に理解を深めてもらうため、イラスト入りで分かりやすく解説したパネル等の展示を区役所内で行った。

3 啓発冊子の発行

「MOVE（う・ご・く）」、「ねりまフォーラム記録紙」、「女性手帳」等の冊子を発行した。

●男女共同参画に係る総合的な施策の企画、立案および調整事業

国は、平成11年6月に制定された男女共同参画社会基本法をもとに、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と

能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現に向け、取り組んでいる。

区では、昭和60年に「婦人行動計画」を策定し、以来5度にわたり行動計画を改定し、男女共同参画施策の推進に努めてきた。平成23年3月には、第2次男女共同参画計画（18年度～22年度）の取組を継承し、また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や育児・介護休業法の改正など新たな課題にも対応するため、男女共同参画推進懇談会の提言を踏まえ、23年度から27年度を計画期間とする第3次男女共同参画計画を策定した。

計画では（1）男女の人権の尊重（2）社会における制度または慣行についての見直し（3）政策等の立案および決定への共同参画（4）家庭生活における活動と他の活動の両立の4点を基本理念としており、この基本理念に基づき、「男女がともに輝くねりま」の実現をめざして、区の各部署が連携して各施策に計画的に取り組んでいくこととしている。

また、計画の推進に当たっては、区民や地域の団体、事業者と区がともに連携・協働し、男女共同参画社会実現に向けて対応していくことが重要となっている。

1 課題や事業等の確認・点検・公表

第3次男女共同参画計画では、計画の着実な推進を図るため、課題に成果指標や目標値を設けるとともに、事業の実施状況について確認・点検し公表していくこととしている。

また、各施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画施策推進会議において総合調整を図るとともに、区民の意見を反映させるため、男女共同参画推進懇談会において、施策や事業に関する意見や提案を受けることとしている。

2 審議会等への女性の参画の促進

区では、審議会等への公募委員の参画を拡充し、区民の視点を取り入れながら、区民とともに透明で開かれた区政経営を行うこととしている。様々な施策に男女の意見をバランスよく反映していくためには、女性委員の積極的任用に努める必要がある。

第3次男女共同参画計画では、27年度の計画目標値を50%に設定した。22年度の比率は37.7%（23年3月現在）である。引き続き50%の男女比をめざしていく。

3 男女共同参画推進懇談会

区における男女共同参画の取組を総合的に推進するため、男女共同参画計画や男女共同参画問題について検討する場として、男女共同参画推進懇談会を設けている。委員は学識経験者や関係団体、公募委員など20人程度で構成している。

22年3月には、第3次男女共同参画計画の策定に向けて課題等を区長に提言し、区は提言を踏まえて、23年3月、第3次男女共同参画計画を策定した。

●配偶者からの暴力防止に係る啓発や被害者支援の推進

1 女性に対する暴力をなくす運動

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は人としての尊厳を脅かす許されない行為であり、女性の人権を著しく侵害するものである。女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的とし、毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間「女性に対する暴力をなくす運動」（平成13年6月内閣府男女共同参画推進本部決定）を実施し、暴力への実態を表したパネルの展示を行っている。

2 配偶者暴力防止および被害者支援基本計画の策定

20年1月、国が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を改正したことに伴い、法の基本的な方針に即し、都の基本計画を勘案するとともに第2次男女共同参画計画を踏まえ、21年3月、区の施策として「配偶者暴力防止および被害者支援基本計画」を策定した。策定に当たっては、配偶者等暴力防止関係機関連絡会議で検討を進めるとともに、男女共同参画推進懇談会および区民意見反映制度による区民の意見を反映した。この計画に基づいて区内の関係機関および都と連携・協力し、施策を推進している。

●男女共同参画センターの運営

男女共同参画センターは、女性が学び、活動し、交流することにより、女性問題の解決に寄与する施設として、昭和62年4月、婦人会館として開館し、平成3年には練馬女性センターに改称した。その後、20年4月には、施設への親しみやイメージアップを図るため、区民公募により施設の呼称を「えーる」と定め、正式名称と併記し、愛称として使用開始した。

22年4月からは、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設として「男女共同参画センターえーる」と名称および目的を変更した。これにより、女性にも男性にも親しまれ、利用しやすい施設として活用してもらうこととした。

センターには、会議室、視聴覚室、和室、研修室、録音室、相談室、図書・資料室、保育室、団体等の交流コーナー、授乳コーナーなどの施設があり、施設の貸出しも行っている。

18年4月からは、施設の貸出しと管理維持について、指定管理者制度を導入している。

年間を通し、女性学や男女共同参画に関する講座を実施している。講座事業においては、子どもを持つ区民の参加を容易にするため、保育室を設置している。

区民が男女共同参画について知識を深める機会にするとともに、日頃、センターで活動するサークルの成果の発表と、年齢や性別を問わずに気軽に区民が参

加・交流できる場の提供を目的として、毎年6月に男女共同参画センターえーるフェスティバルを実施している。

図書・資料室は、男女共同参画の推進に係る図書や区、都、国および大都市の行政資料などを備え、区民への閲覧・貸出しを行っている。また、男女共同参画の推進に係る情報の収集および提供のほか、学習に関する図書案内、読書相談にも応じている。

相談室においては、女性の何でも相談のほか、カウンセラーによる専門相談など様々な相談に応じている。

男女共同参画センターの施設利用状況 平成22年度

| 施設 | 利用者（人） |
|-------|--------|
| 会議室 | 8,884 |
| 視聴覚室 | 14,283 |
| 和室（大） | 5,082 |
| 和室（小） | 4,345 |
| 第1研修室 | 7,578 |
| 第2研修室 | 6,043 |
| 第3研修室 | 6,906 |
| 小計 | 53,121 |
| 録音室 | 4,261 |
| 保育室 | 4,383 |
| 合計 | 61,765 |

男女共同参画センターの資料収集状況 平成23年3月31日現在

| 収集資料 | 数量 |
|-----------------|---------|
| 図書 | 12,665冊 |
| 行政資料 | 2,839種 |
| 各種団体資料 | 690種 |
| 雑誌 | 15誌 |
| 新聞 | 7紙 |
| ビデオテープ（DVDを含む。） | 53本 |

男女共同参画センターの図書・資料室の利用状況 平成22年度

| 開館時間 | 利用登録者 | 貸出図書 | 読書相談 |
|--|--------|--------|------|
| 午前9時から 午後9時30分まで （読書相談は 午後5時まで） | 1,327人 | 8,799冊 | 98件 |

男女共同参画センターの相談室開設状況

平成22年度

| 相 談 | 相 談 日 | 相 談 時 間 | 相談件数(件) |
|-------------------------|---------------|---|---------|
| 女性の何でも相談 | 毎日 | 午前9時から午後7時まで (祝休日は午後5時まで) (子育てに関する相談は 午前9時から午後5時まで) | 3,612 |
| 心の相談 (カウンセリング) | 毎日 予約制 | 午前10時から午後7時まで (祝休日は午後5時まで) | 559 |
| 法律相談 | 土(祝休日を除く) 予約制 | 午後1時から午後4時まで | 466 |
| 女性および母子への 暴力に対する専門相談 | 月・金 予約制 | 月 午前9時から午後5時まで 金(第一を除く) 午前10時から午後7時まで (祝休日は午後5時まで) 金(第一) 午前9時から午後5時まで (練馬区区民相談所で実施) | 668 |

(いずれも年末年始を除く。)

男女共同参画センターの事業実施状況

・実施講座

平成22年度

| 項 目 | 事 業 名 | 開催月 | 回数 (日数) | 参加者 (延べ) 人 | 保育人数 (延べ) 人 |
|----------|--------------------------------------|-----------|------------|------------------|-------------------|
| 女性問題講座 | 図書・資料室講座 「本の時間～ブックタイム～」 | 5・7・10・12 | 4 | 20 | 23 |
| | 女性のためのパソコン講座 | 7 | 4 | 20 | 3 |
| | 女性学講座 「世界の女性たち」 | 10 | 4 | 101 | 3 |
| | 女性のためのマナーライフプラン講座 | 11 | 1 | 39 | 6 |
| | 多様な働き方セミナー&パソコン講座「セミナー編」 | 11 | 1 | 75 | 3 |
| | 「パソコン編」 | 12 | 4 | 19 | 1 |
| | リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座「産後のからだと心のセルフケア教室」 | 12 | 2 | 34 | 13 |
| | 男性向け講座 「男2代の子育て講座～ソフリエ・パパシエ認定」 | 1 | 1 | 11 | 0 |
| | 女性のための再就職パワーアップ講座「セミナー編」 | 2 | 1 | 33 | 8 |
| 「パソコン編」 | 3 | 4 | 19 | 5 | |
| 生活と文化の講座 | パソコン相談会 | 6・8・10・2 | 8 | 76 | 0 |
| 区民企画講座 | 「パパ、ママ、いっしょに おおきく ゆたかに」 | 9・10 | 3 | 14 | 10 |
| | 「自分のための楽しい朗読表現」 | 10 | 2 | 38 | 2 |
| | 「結婚・離婚共同親権～離婚をしても大事なパパとママ」 | 11 | 1 | 21 | 0 |
| | 「子どもの貧困～子どもたちの未来を考える」 | 11 | 1 | 39 | 1 |

・男女共同参画センターえるフェスティバル

平成22年度

| 事 業 内 容 | 開催日 | 参加者 (延べ) 人 | 保育人数 (延べ) 人 |
|--|------------------|------------------|-------------------|
| テーマ 「男女がともにあゆめる練馬をめざして」 | 6月5日、6日 (2日間) | 1,385 | 0 |
| 講演 「新聞編集委員が見た男女共同参画社会」(講師:竹信三恵子氏) | | | |
| ミニ講演会 「子どもへの暴力を防ぐために私たちができること」 「女性が働きやすい社会をめざして」 「高齢者のうつ病について」 | | | |
| その他 手作り体験コーナー 人形劇とパネルシアター 健康いきいき体操 男女共同参画に関するパネル展示 利用団体の作品発表 | | | |